

協議 1 号

長野市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局総務課

事 項	説 明				
1 改正の理由	行政運営の簡素化及び効率化に資するため、押印を要する手続等を見直すことに伴い、改正するもの				
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり 次に掲げる規則で定める様式等のうち、当該手続等において押印又は署名を要しないものから、押印又は署名に係る規定を除く。 (1) 長野市教育委員会会議規則（第 1 条関係） (2) 長野市立小・中学校管理規則（第 2 条関係） (3) 長野市立高等学校管理規則（第 3 条関係） (4) 長野市大岡農村文化交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（第 4 条関係） (5) 長野市立公民館条例施行規則（第 5 条関係） (6) 長野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（第 6 条関係） (7) 長野市立博物館条例施行規則（第 7 条関係） (8) 長野市文化財保護条例施行規則（第 8 条関係） (9) 教育委員会関係長野市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（第 9 条関係） (10) 松代藩文化施設条例施行規則（第 10 条関係）				
3 施行期日等	令和 4 年 1 月 1 日から施行する。				
4 審 議 状 況	<table><tr><td>(1) 総 務 部 庶 務 課 と の 協 議</td><td>1 1 月 1 0 日</td></tr><tr><td>(2) 教育委員会法規審査会の決定</td><td>1 1 月 2 4 日</td></tr></table>	(1) 総 務 部 庶 務 課 と の 協 議	1 1 月 1 0 日	(2) 教育委員会法規審査会の決定	1 1 月 2 4 日
(1) 総 務 部 庶 務 課 と の 協 議	1 1 月 1 0 日				
(2) 教育委員会法規審査会の決定	1 1 月 2 4 日				

長野市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則（案）

（長野市教育委員会会議規則の一部改正）

第1条 長野市教育委員会会議規則（昭和41年長野市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条を第22条とする。

（長野市立小・中学校管理規則の一部改正）

第2条 長野市立小・中学校管理規則（昭和41年長野市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号中「㊤」を削る。

（長野市立高等学校管理規則の一部改正）

第3条 長野市立高等学校管理規則（昭和41年長野市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第7号までの規定中「㊤」を削る。

（長野市大岡農村文化交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 長野市大岡農村文化交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年長野市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「長野市教育委員会様」を「（宛先）長野市教育委員会」に改める。

様式第2号中「長野市長 様」を「（宛先）長野市長」に改め、「㊤」を削る。

（長野市立公民館条例施行規則の一部改正）

第5条 長野市立公民館条例施行規則（昭和41年長野市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号中「㊤」を削る。

（長野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 長野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年長野市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「長野市教育委員会様」を「（宛先）長野市教育委員会」に改め、「㊤」を削る。

様式第2号中「長野市長 様」を「（宛先）長野市長」に改め、「㊤」を削る。

（長野市立博物館条例施行規則の一部改正）

第7条 長野市立博物館条例施行規則（昭和56年長野市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号までの規定中「㊟」を削る。

（長野市文化財保護条例施行規則の一部改正）

第8条 長野市文化財保護条例施行規則（昭和52年長野市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第10号までの規定及び様式第12号から様式第14号までの規定中「長野市教育委員会 様」を「（宛先）長野市教育委員会」に改め、「㊟」を削る。

（教育委員会関係長野市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則の一部改正）

第9条 教育委員会関係長野市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成28年長野市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

（松代藩文化施設条例施行規則の一部改正）

第10条 松代藩文化施設条例施行規則（昭和58年長野市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する用紙は、当分の間必要な補正を加えて、これを使用することができる。